

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十四第

行發日一月二十年二十和昭

論叢

資金の増減伸縮の機構……………經濟學博士 小島 昌太郎
 社會的文化的變動の形式……………文學博士 米田 庄太郎
 資本主義の純粹理論……………文學博士 高田 保馬

時論

國稅の部分的改正……………經濟學博士 沙見 三郎

研究

ナチス政策と獨逸社會保險の政革……………經濟學士 中川 與之助
 明治維新の經濟的意義……………經濟學士 堀江 保藏
 再保險の經濟的本質……………經濟學士 佐波 宣平
 立地理論の一展開……………經濟學士 菊田 太郎

說苑

ゲルストナーの經營分析論……………經濟學士 岡部 利良
 スツイゲテイのダンピング理論……………經濟學士 岡倉 伯士

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題
 本誌第四十五卷總目錄

(禁轉載)

再保險の經濟的本質

佐 波 宣 平

再保險の本質に關する文獻は極めて多い。併し、それらの殆んどすべては再保險の法律的本質を問題とせるもので經濟的本質の討究は全く等閑に附してゐる状態である。¹⁾勿論經濟現象の法律的规定のすべてに對して言ふわけではないが、少くとも再保險の本質に關する限り、法律的概念規定は甚だ表面的である。一般的に妥當する規定を與へんとして形式にのみ着目し經濟的本質を見落すの弊に陥つてゐる。²⁾現今の複雑多様な高度的發展をなせる保險市場組織に對して再保險は屢々その背柱たるの重要な役割を果しつゝある。再保險のかやうな經濟的重要性は到底從來の一般的な法律的概念規定では十分には理解され得ない。一般的规定の代はりに本質的规定が、法律的规定の代はりに經濟的规定が、登場しなければならぬ。かく信するが故に、これまで再保險に關する經濟的諸問題を考察して來た私は、こゝで、再保險の經濟的本質を闡明しやうとする次第である。

一 再保險の經濟的機能

大數法則によれば、獨立試行數が極めて大なれば事象出現の頻度は大略先天的確率に等しい。保險は、周知の

1) 2) 拙稿、再保險學說の發展、本誌45卷3・4號參照。

如く、この大數法則に依據する事業 (Missungeschaft) であつて、そこでは大數法則は次の形をとつて現はれる。

各契約の危険が互に獨立で且つ保險金額が同一なる限り、危険の同等なる多數の契約を集むれば、それ等に對する支拂保險金額の總額は全契約の保險金額の殆んど一定歩合である。¹⁾

言ふまでもなく、保險事業は、右の法則に於ける一定歩合をもつて純保險料率となし更に營業費その他を考慮して營業保險料率を定め、これに基いて保險料を收得する。而して、この保險料收入より保險金・營業費等を支拂ひその結果利益または損失を決定するのである。

かくて、大數法則の上に立つ保險事業の經營にとつて、先づ第一の要請は出来る限り大なる保險契約件數を獲得することではなくてはならぬ。ところで、私見によれば、この要請に應へ得る方法として二つがある。私はこれを假りに第一次的方法と第二次的方法と名付けやう。こゝで第一次の方法とは保險者が元受保險契約件數の増大を圖ることを意味する。然るに、この第一次の方法はそれ自身單獨には屢々甚だ無力である。蓋し、例へば、保險者が元受保險契約數を如何に増大せんと努めても、當該保險契約の保險金額が彼の負擔(保有)額より少しでも大であるならば、彼はこの契約全體の引受を拒絶——従つて契約件數の減少——しなければならぬからである。ところが、この際、彼は再保險に訴へて當該保險金額の一部を他の保險者に更に附保するとすれば、當該契約を拒絶せず然もなほ所定以上の危険を負擔せず済む。かくして、再保險は、先づ、元受保險契約件數の増加即ちこゝで謂はゆる第一次的方法に對して、消極的仕方ではあるが實際には全く缺くべからざる重要な役割を果すのである。

1) 龜田豊治朗著、保險數學、昭和8年、p. 27.

次は第二次的方法についてである。右に述べたる第一次の方法はそれ自身單獨では甚だ無力である。が、他に再保険することによつて然らざる場合よりも著しく契約件数を増大に導き得る。併し、元來元受保険契約件数なるものは、保險者に於ける營業地盤・管理費等の條件によつて、自ら限度があり必ずしも常に大數法則の要求する大數に十分近附き得ない。こゝに於て、第一次的方法に對する第二の補完のために第二次的方法が要請せられる。こゝでは元受保険契約件数の代はりに買再保険契約件数が問題となる。即ち、保險者は他の保險者より自己への再保険契約によつて自己の元受保険契約件数の不足を補充せんとするのである。この場合、最初に掲げたる前提の如くに、各契約の危險が同等で相互に獨立し合ひ且つ保險金額が同一である限り、元受保険契約なると買再保険契約なると區別は存しない。二者を融合して大數法則上の試行として取扱ふことが可能である。かくして、再保險(この場合は買再保險)は大數法則上要求せられる保險契約件数の増大のために第二次的方法としての役割を果たす。何故に第二次的と言ふかは、それが元受保險關係に於てなくして再保險關係に於ける方法なるが故である。

右の如く、第一次的方法と第二次的方法とは共に大數法則の適用即ち謂はゆる危險の平均のために甚だ有效な手段である。而して、これら二つの方法は夫々單獨の場合よりもこれを併用することが屢々よりよく所期の目的を達し得る。今日の保險市場に於ける重要な危險平均方法として盛んに行はれ且つ有力なる保險企業結合を構成せるところの相互再保險はこの併用に於ける再保險事象である。

以上の考察に於て契約件数と言ふときは、それは、勿論、最初に掲げたる大數法則の定義の示す如く、危險の

同等なる契約の件數を意味する。而して、いま危險の同等といふ條件が如何にして満足せられるかと言ふに、先づ素朴的には、一定種類の危險の引受を最初より拒絶するといふ方法が考へられる。例へば、傷害保險に於て自動車傷害を、生命保險に於て戦時危險を、また、保險者がこれまで全く關與せざる新種の危險を、最初から拒絶して、引受危險の同等を圖るといふ方法である。併し乍ら、かやうな拒絶は必ずしも常に可能とは限らない。事情によつてはこれを餘儀なく引受ける場合がある。こゝに於て、これらの本来拒絶すべき種類の危險に對しこれを他へ轉嫁するために再保險が働くのである。普通に、再保險の機能の一つが危險の質的平均にあると謂はれるのは、實にこの故である。¹⁾ (但し、第三節參照)

ところで、更に進んで考ふるに、大數法則に於けるこの危險の同等といふ條件は、それを嚴密に守らんとすればする程、危險の階級をより細く區分することを要する。謂はゆる危險の個別化 (Individualisierung)への要求である。科學的經營に立つ今日の保險事業が危險を益々多くの階級に細分するの傾向を採るのはこの故である。しかるに、一方、危險の階級の細分化は同一階級の契約件數を益々減少せしめる結果に導き、却つて、大數法則の要求に逆ふの狀を呈する。従つて、この矛盾を解決するがためにも、上來考察したところの再保險のもつ契約件數増大機能が愈々重要性をもつことになる。吾々は、こゝに、現代の保險事業の科學的經營が再保險を不可缺な手段とする一つの有力な理由を見出す。

大數法則と再保險との關係についての吾々の考察は、なほ、大數法則に於ける殘されたる他の二條件、即ち(一)各契約に於ける保險金額の同一、(二)各危險の獨立、についての吟味に向はなければならぬ。上述の議論のすべ

1) A. Hanzlik, Die juristische Natur der Rückversicherung, 1911. S. 18, 19.

てはこれらの二條件の完全な満足を前提としてゐたのである。併し、言ふ迄もなくこれは甚だしく非現實的である。そこで、吾々としては、それだけ益々これら二條件についての正しい理解と吟味とを遂ぐるべき義務をもちもつて、大數法則と再保險との關係についての所期の研究を完成せしめねばならぬ。

右の二條件のうち、先づ、各契約に於ける保險金額の同一といふ條件を満足せしめる方法としては二つが考へられる。第一は、保險者が同一金額の保險物件のみを引受けこれ以上または以下なる契約を最初から拒絶するといふ方法である。併し、これはさきに考察したやうに保險技術としては却つて益々契約件數を減少せしめ従つて大數法則自體に逆行するの結果となる。よつて、この方法は單に思想上可能で實際には效果少きものと言はねばならぬ。第二は、共同保險に訴へて保險者が各々一定金額だけを引受けるといふ方法である。併し乍ら、この方法は保險者・保險契約者双方にとつて不便である。先づ、保險者側としては、共同保險組織それ自體が原則として同一地域に於ける多數保險者の存在を前提として居り、従つて、すべての保險者が常にこの組織または方法を利用し得ないといふ限定を有してゐる。次に、これを保險契約者側より見るも、共同保險に於ては契約の締結・支拂保險金の請求等について一々多數の保險者と交渉するといふ甚だ煩雜な勞務を負擔せしめられる¹⁾。

かく考へるとき、各契約の保險金額を同等または平均ならしめる最も簡易且つ有效なる方法は再保險である。これに於ては、保險者は元受契約について一定額を超過する部分の填補責任を他の保險者に附保する形式をとることによつて、元受契約それ自身を最初より拒絶することなく、且つ、必ずしも常に共同保險の如くに同一場所に於ける保險者の存在をも要しない。また、保險契約者に對しても多數の保險者に一々掛合ふ負擔から免れしめ

1) 詳しくは、例へば、V. Ehrenberg, Die Rückversicherung, 1885, S. 11, 12. 參照。

得る。尤も、共同保險の組織も、保險經濟一般の發達とともに漸次その業務を簡易化することによつて、今日に於ては、その形態を再保險のそれに著しく接近せしめて居り、兩者の機能に關しては俄にその差異を論じ得ざる程度にまで發展してゐる。併し、それは實に原則的形態に於て、共同保險が上述の不備を藏するが故に、その修正として起りたる發展に外ならない。要するに、再保險は、この場合、保險者をして、各契約についての自己の實質上の填補責任額を或る一定額に同等または可能的により近からしめることを得て、もつて、大數法則に於ける各契約の保險金額の同一なる條件を満足せしめる機能を有してゐる。これ、再保險が既述の危險の質的平均と併んで危險の量的平均を果すと言はれ、また、屢々再保險は尖頭を均らす業務 (Spitzengeschäft) であると言はれる所以である。

と云ふ言、こゝで尖頭を均らすといふ言葉は、たゞ單に個々の契約についてのみならず、また同一危險に曝される多數契約の集團についても當て嵌まり得る。例へば、保險者が各別に引受けたる積荷の多數を同一船舶に積載したる場合の如きである。而して、この場合問題となるのは各個別の契約の一々の保險金額ではなくして契約集團としての保險金額である。然るに、再保險は、また、契約集團としての保險金額の尖頭——謂はゆる危險の累積 (Häufung; Kumulierung) ——を平均するためにも有効に働くのである。

既に契約集團の問題である以上、それは取りも直さず大數法則上の殘されたる他の條件たる各危險の獨立に關する問題でもあり得る。蓋し、契約の集團といふことは嚴密なる意味に於て各危險の獨立を否定する場合にのみ可能なる概念なるが故である。ところで、經濟生産力の發達せる今日の社會に於ては、各個別の契約に於ける危

1) 拙稿、再保險と共同保險との接近、本誌44卷5號參照。

2) Hanzlik, Die juristische Natur, S. 18, 19.

險の完全なる獨立はこれを求むべく全く不可能である。試みに、大都市に於ける人口・建物の著しき稠密、同一工場・倉庫・商店・船舶等に於ける原料・生産手段・商品等々の甚だしき充滿を想ふがよい。これに對して保險者は如何に處置するかと言へば、かやうな各危険は有りのまゝに獨立せざるもの即ち集團せるものとして集團の總保險金額を考へ、他の集團のそれとを比較することによつて、これを平均する方法として再保險に訴へるのである。而して、今日、管理費の低下を圖るために保險者は益々同一地域に於ける多數の契約を喜ぶ傾向にあり、危険の累積は益々激化せんとしつゝある。かくして、これに對するがためにも再保險は缺く可からざる重要な手段とせられる。¹⁾

これを要するに、再保險は、技術的に考察するに、保險事業成立の基礎たるところの大數法則を具體的に實現せしむるための有效なる手段としての機能を果すのである。屢々謬り考へられるやうに、再保險は保險事業にとつてどうでもいゝ手段なのではない。保險經營上の本質的要請から生れ出たる一つの技術である。益々科學的基礎の上に立たんとする今日の保險經營が再保險を不可欠な技術的方法とするは誠に當然と言ふべきである。

二 再保險の經濟的目的

再保險の經濟的機能が保險事業の基礎をなすところの大數法則の實現即ち危険の平均のための手段にあることは、上述の通りである。従つて、このことから、また、再保險は危険の平均をその目的とするとも言へるであらう。併し、私は、こゝでは、更に深く立ち入らんがために、以上とは異なる方向から再保險の經濟的目的を考へて

1) 馬場克三、企業集中機構としての再保險、經濟學研究、4卷4號、p. 120.

見たい。

再保険の經濟的目的について、人々(例へば、エーレンベルク¹⁾、ヤーン²⁾、クルシガー³⁾、ハンツリック等⁴⁾)は、屢々「危険の轉嫁(Abwälzung)でなくして危険の分割または分散(Teilung; Verteilung)が再保険の正常目的を構成する」と言ふ。而して、これは現今の學界によつて極めて一般的な承認を受けてゐる提言である。ところが、それであつて猶ほ、從來の文獻はこれに對して何等の論據も解釋も示さず甚だしく不用意に終つてゐる。従つて、この故に、そしてまた、説明の便宜のために、私は敢へてこの提言を捉へこれを批判することによつて再保険の經濟的目的を考察して行きたい。

最初に先づ、こゝでの危険の轉嫁及び危険の分割が何を意味するかである。文獻は一般に前者をもつて全部的再保険を、後者をもつて一部の再保険を意味してゐると言つてよい。例へば、再保険の本質に關する法律學說としての組合契約説の批判に於て、組合契約説が危険の轉嫁を目的とする再保険を考慮してゐるかどうかを極めて重要な問題として取上げてゐることより見て、また、エーレンベルグが上掲の提言の註釋に於て、「たとへ元受保険の金額に於て再保険に附することが許され、としても、再保険なるものは引受危険の一部を他人に讓渡するといふ目的のために特に行はれるのである」と言へるより見ても、これは極めて明白である。ところで、危険の分割が一部再保険を意味する限り、それも亦危険の一部轉嫁に外ならない。従つて、危険の轉嫁と言ふ場合、これをもつて全部再保険のみを意味せしむるのは嚴密には正しくない。併し、こゝでは、かゝる用語上の當否の問題には敢へて深く立入るまい。危険の轉嫁及び危険の分割については一般の文獻が意味する通りに解して論究を

1) Ehrenberg, Rückv., S. 10.

2) W. Jahn, Studien über Rückversicherung, Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft, Bd. XII, S. 550.

3) G. Cruciger, Die Praxis der Rückversicherung, 1926, S. 8.

4) Hanzlik, Die juristische Natur, S. 18, 19.

6) 例へば、F. Herrmannsdorfer, Wesen und Behandlung der Rückversicherung,

進めやう。

再保険の經濟的機能従つてまた經濟的目的が危險の平均にあることは、さきに觸れたところであり、これは一應疑問の餘地なきものとして考へやう。さて、この場合、直ちに問題となるのは、この危險の平均と當面の考察の對象たる危險の轉嫁及び危險の分割とが如何なる關聯をもつかと言ふことである。これについて私はかう思ふ。一般に危險の平均は危險の轉嫁と危險の分割とを併せ用ひることによつて十分に達成せられる。何れか一方だけでは不十分である。危險の轉嫁だけが危險の平均達成のために殆んど效果なきことは勿論であるが、また、危險の分割だけであつても決して十分とは言ひ得ない、と考へる。併し、それであつてなほ、私は、一般の文獻と同様に、危險の轉嫁は再保険の正常目的から除外したのである。

文献に於ては再保険は危險の轉嫁または分割を目的と言ふ。併し、危險の轉嫁または分割は危險の平均を目的としこれを達成する方法に外ならない。従つて、寧ろ、再保険は危險の轉嫁または分割によつて危險の平均なる目的を達成するものと言ふべきであらう。

私見によれば、再保険が危險の轉嫁——危險の全部轉嫁——のために行はれるのは、一、危險平均を目的とする極めて異常なる場合、二、保険料差益收得を目的とする場合、三、代理を目的とする場合、の何れかに屬する。併し、これら何れも場合も正常なる危險平均目的達成のためとは言へない。順次に説明して行かう。

第一の 경우는、保險者が業務上止むを得ずしてまたは認識不足・過失等のため誤りて、少しの自社保有も許さざる危險を引受ける場合である。併し、元來保險者が全く自社保有を許さざる危險を引受けるといふこと自體が

業務上特別の理由・過失等に基く極めて異常特別なる場合に屬する筈であり、これをまた再保険業務の實際について見るも、エーレンベルクの主張する基本二原則¹⁾の示すやうに、保険者は正常的には元受額の少くとも一部は保有しなくてはならず、従つて、全部轉嫁であつてはならない。かくして、私は、このやうな場合を正常な再保険のうちには容れず、従つて、かゝる危険轉嫁は再保険の正常目的から區別するのである。

第二は保険料差益收得目的のために危険轉嫁の行はれる場合である。一般に保険事業に於ける利益の源泉は保険料である。保険料と支拂保險金・營業費等との差が保険者の利益となる。従つて、保険者がこの意味の差益を得んとするは何等怪しむべきではない。ところが、こゝで謂ふ差益は右の意味の正常の差益ではなくして再保険料と元受保険料との差益である。そして、この差益の收得を直接目的として再保険しかも全部的再保険が採られるのである。そこでは、先づ再保険料率は元受保険料率よりもより高く——勿論元受保険業務費をカヴァアしてなほ餘りあるやうに——定められ、且つ、出来るだけ大なる部分または割合が再保険——従つて屢々全部的再保険——せられる²⁾。吾々はこの好例を十八世紀頃までにヨーロッパに盛んに行はれたる謂はゆる保険料鞘取稼ぎ³⁾ (miendifferenzgeschäft) に於て見出す。併し、この種の全部的再保険(危険の全部轉嫁)は、ヘルマンズドルファの言を引用するまでもなく、純乎たる保険事業一般の立場から非難さるべきであり再保険の健全なる發達を阻害するものである。蓋し、それが危険の平均といふ再保険本來の目的から甚だしく逸脱してゐるからである。

第三は、第一・第二の場合と異つて、代理目的のために全部的再保険または危険の轉嫁が行はれる場合である。こゝでは元受保険者は専ら他の保険者のために元受並びに賣再保険業務に従事し、最初より自社に於て少しも危

1) Ehrenberg, Rückv., S. 14 ff.

2) 3) Herrmannsdorfer, Technik und Bedeutung der Rückversicherung, 1927, S. 333.

險を保有する意圖なく特定または一般の危険の全部を他の保險者に再保險するものである。表面的な形式よりすればこれも正に再保險である。併し、この場合、彼は實質上少しの危険をも負擔してゐない。保險事業を自主的には全く營んでゐない。彼はたとゞ再保險者の代理または代理店として働くだけである。この最も甚だしき場合が包括的再保險(Pauschalrückversicherung)である。ところで、このやうな代理目的が再保險本來の目的より甚だしく懸け離れてゐることは、既にマイナルデイの鋭く主張するところであり、こゝで詳しく説くを要しないであらう。

危険の全部轉嫁をなす全部的再保險が全く異常の目的のためにはしか行はれ得ないことに就いて、ハンツリックは次のやうに説く。

「實際に於て上述の種類の再保險契約(全部的再保險)は極めて特定な業務目的(Ganz bestimmte geschäftliche Zwecke)に用ひられるのであつて、誰一人としてその目的が再保險の(本來の)目的とは凡そ似ても似つかぬことを否定しないだらう。その極めて特定の目的とは、例へば、多數保險會社の合併の場合に、一保險會社の保險契約高全部が他の保險會社に移轉される如き、または、或る會社が、一定保險部門を後日廢止する意圖の下に、現存の、契約期間未了の保險を他の保險會社へ讓渡する場合の如きである。」

以上の如く、全部的再保險即ち危険轉嫁を目的とする再保險は、或は危険平均目的を達せんとする異常なる場合か或は保險料差益收得目的または代理目的の如き再保險本來の目的から逸脱せる場合であつて、吾々が正常の再保險を考へるとき、これらの目的は除外するのが正當である。形式的なまたは法律の見方からすればそれは完全なる再保險形態を採つてゐるであらう。が、經濟的または正常的な再保險のうちには包含さるべきではない。私は、かく信ずるの故に、一般の文獻と同様に、危険轉嫁目的を再保險の正常目的とは考へない。従つて、

1) R. Mainardi, Die Rückversicherung, (A. Hillbrandt によるドイツ語譯本) 1925, S. 21ff.
2) Hanzlik, Die juristische Natur., S. 20.

危險の轉嫁以外に危險の平均を達成する方法たるところの危險の分割または分散をもつて再保險の正常目的とするのである。

かやうに、私は、再保險の目的は危險の平均にあり、而して、危險の平均を達成する最も正常的方法是危險の分割であると結論した。併し、これは、さきにも斷つて置いたやうに、一應の結論であつて再保險の目的に對する終極の結論ではない。終極的結論までにはなほ考慮すべき若干の問題が残されてゐる。

先づ第一には、危險の平均それ自體が再保險の究極目的では決してないといふことである。危險の平均は保險事業をより有利に導かんがために採られる一つの技術的方法たるに外ならない。危險の平均ではなくして營利が再保險の究極目的なのである。これについて、ヘルアンスドルファは適切に次のやうに言つてゐる。「先づ、人々は、再保險を元受保險者の立場から、それが元受保險者の經營の商人的成果 (*das kaufmännische Ergebnis*) に及ぼす作用について觀察しなければならぬ。この側に立つものにルンドベルク (*Lundberg*) がある。彼曰く『再保險の目的は一般に二重目的である。即ち、再保險は先づ元受保險の基礎を鞏固ならしめるための豫備的手段の一つとして役立たねばならぬ。次ぎには、再保險はよき利潤平均を得るために寄與しなければならぬ。』この後者の述べ方に従へば、再保險は元受保險者の損益計算をより有利に導くための手段である。この場合は、技術的モメントよりも寧ろ商人的モメントに重點が置かれてゐる。¹⁾」

なほ、再保險は、保險者をして危險のよりよき平均を獲得せしめ、これによつて、該保險者をして屢々他の同業者との競争に打勝たしめることがある。これも、再保險が危險の平均を通して營利目的のために用ひられる場

1) Herrmannsdorfer, Technik., S. 6.

合の一つであらう。

「元受保険者にとつて再保険は彼の元受保険業務を営むために缺く可からざる救済手段である。彼は彼の金融的勢力並びに營業規模に従つて大なり小なりの資本を處理する。そして、この資本の大小に従つて亦彼は大なり小なりの危険を負擔する。如何に彼の經營に於て或る程度大數法則が適用されるとは言へ、その保險契約高は大數法則がそこで完全に行はれる程に十分多くはない。こゝに、損害の累積によつて齎らされる彼の破滅を救ふところの經濟的補力が必要となる。同時に、彼は、彼の限られたる金融給付力によつても、今日益々増大せんとするところのより大なる危険を敢へて引受けやうとし得なくなる。それは彼の經營に於てこの大危険の階級分類の可能性が缺如してゐるが故である。従つて、彼の仕事は中小危険に制限される。このより大なる危険をも引受けやうとする可能性を彼に與へるものが即ち再保険である。今や元受保険者は、再保險契約の締結によつて、彼の營業範圍を擴大することが出來、この故に、より小規模の再保險關係をしか持たない他の元受保険者に對して彼の競争能力を増大する。〔再保險を通して危険のよりよき平均を遂げ得ることによつて保險料率をより低くなし得るからである。——佐渡〕元受保險契約者に於て共同保險の方法が残されてゐない場合特にさうである。」

考慮すべくなほ残されたる第二の問題は、こゝでの私の論述が主として元受保険者の立場から爲されてゐることである。私は説明の便宜上敢へてこのやうな仕方を探つた。が併し、法律的に考へて見ても既に再保險が元受保険者と再保険者との間に於ける契約である以上、單に元受保険者のみの立場からでは考察は完全とは言へない。そこで、これから改めて、再保険者の立場から再保險引受の目的が何かを考へなくてはならぬ。その目的は二つある。一つは營業範圍または契約高の増大を通して危険のよりよき平均を達成せんとする目的である。元受保険者の場合は他へ再保險することが危険平均への直接手段であつたが、再保険者の場合は逆の方向をとる。他よりの再保險の引受即ち買再保險が契約高の増加を意味し従つて危険のよりよき平均をもたらす。他の一つの目的は保險事業本來の目的の故に再保險を引受けるといふことである。再保険者にとつて再保險の引受は、元受保険者

1) Herrmannsdorfer, Wesen., S. 20, 21.
1) Herrmannsdorfer, Technik., S. 6, 7.

にとつて元受保険の引受と全く同様にそれ自體保險事業の經營を意味する。この點、元受保険者に於ける再保險が保險事業本來の目的に對して謂はゞ第二次的手段と考へられるのと大に趣きを異にする。

從來の諸文獻に於ては、再保險の經濟的目的といふ場合殆んどすべて元受保険者の立場から考究せられてゐる。エーレンベルク¹⁾、ヤーン²⁾、クルシガー³⁾、マイナルデイ⁴⁾、ハンツリツク等⁵⁾、すべてさうである。しかるに、たゞ獨り、ヘルマンズドルフアは文獻のかゝる態度を痛く非難して再保險者の立場からも再保險の目的を考察すべき要を力説してゐる。彼の言を引用しやう。

「なほ、これとは異り、再保險は再保險者の立場から觀察されねばならぬ。人々は、先づ、再保險者も亦保險料に對する給付として未來の不測な損害の填補を約するものなることを明白にして置かなければならぬ。かくして、再保險者も等しく保險を經營する。従つて、元受保険者に對して上に述べたる技術的原則が同じやうに再保險者に當嵌まるのである。そこで、再保險は、再保險者にとつて、純粹に技術的立場から、元受保険者にとつてと同じやうに、引受危険を階級に分類しそれによつて危険の原子化 (Atomisierung) 水準化 (Nivellierung) 同等性 (Homogenität) を達成する一つの手段なのである。

かやうな關係から、再保險は再保險者にとつても同じやうに、よき利潤平均を獲得するための一手段である。併し、唯これだけでは猶ほ不十分である。寧ろ再保險は再保險者に於て企業であるとも考へられる。従つて、再保險は契約締結を通して元受保險者の危険に参加する一つの手段であり、共同保險の衰退せる後は、この危険の共同分擔から、再保險を唯一の方法として再保險者が利潤を引出し得るのである。この觀點に立てば、再保險者が再保險を引受けるモティーフは、彼が保險契約者と元受保險を締結すると言ふ普通の形態の經營を採らずして保險事業を經營することである。かくして、他の言葉をもつてすれば、再保險が再保險者にとつて一つの事業經營 (Geschäftsbetrieb) であるのは、保險が元受保険者にとつてまたはより一般的に商業が商人にとつて一つの事業經營であるのと全く同一である。かやうに觀る場合、再保險の目的はすべての商人的企業の目的即ち利潤追求目的と一致する。」

- 1) Ehrenberg, Rückv., 10, II.
- 2) Jahn, Studien., S. 550.
- 3) Cruciger, Praxis., S. 8.
- 4) Mainardi, Rückv., S. 15 ff.
- 5) Hanzlik, Die juristische Natur., S. 17 ff.
- 6) Herrmannsdorfer, Technik., S. 5-7.

三 再保險の經濟的本質

私は、こゝで、前節に於ける論述のうちから、特に、正常なる再保險に於ては元受危険の一部が再保險せられる、従つて、危険は元受保險者と再保險者によつて分擔される、と言ふ結論を取り出し、これを前提として以下の考察を進めたい。従つて、こゝでは危険の共同に分擔せられる正常的再保險だけが問題となる。

危険が二つの保險者によつて共同に分擔される場合、それは利害共同體を構成する。かくて、再保險は先づ利害共同體の一種と解される。併し乍ら、この場合注意すべきは、從來の文獻の如くに利害共同體なる概念をたゞ當該一危険にのみ關聯せしめて考へやうとする態度は排しなければならぬ。即ち、元受保險者と再保險者とが唯或る一危険について收入保險料と支拂保險金との計算關係を共同にすることだけに着目して、利害共同體の成立を云々してはならぬと言ふことである。何となれば、再保險される當該危険は各保險者の危険團體を有機的に構成する一原子としての危険であつて、決して他の危険と切離して考へ得る危険ではないからである。この事は當該危険の保險料率従つてまた再保險料率が如何にして定められあるかを考へれば直ちに明白に理解される事柄である。この場合、法律上の概念規定は屢々該危険のみに着目してなされる。法律的にはそれで十分かも知れない。併し、吾々は、經濟學的には、該危険のみを切離しては考へ得ず、該危険の分擔を通して二つまたはそれ以上の保險者の危険團體が有機的に結合すると見るのである。かくして、再保險は、二つ以上の保險者の危険團體の有機的結合といふ點に、それが特殊の利害共同體たるの資格をもつのである。こゝで何故に有機的結合と言ふ

1) 例へば、Herrmannsdorfer, Wesen., S. 22.

かは、たとへ一個の危険でもそれが保險者に於ける危険團體を構成する原子となるときには、同じ危険團體に於ける他の同種の多數の危険と大數法則的に相互に密接な依存關係に立ち、いま、その危険が紐帶となつて二つ以上の危険團體を結合關係に導くからである。

こゝで想起されるのはエーレンベルクの一意見である。即ち、彼が元受危険に附隨する或る特定の危険種目について全部轉嫁をなす再保險をば通常の再保險から除外すべしと主張したことである。成る程この種の全部的再保險に於ては、或る意味での元受危険の分割は行はれる。が、元受保險者の保有する危険種目と再保險者の負擔する危険種目とは全然異つて居る。従つてそれら兩種の危険は夫々異なる大數法則の適用を受けるべき筈であり、かくてまた、嚴密には、これについて兩保險者が同一危険を共同に分擔するとも言ふことを得ない。だから、かゝる再保險は私の言ふ意味での二つ以上の保險者に於ける危険團體の有機的結合關係ではなく、従つて、經濟學の見地に立つ場合、エーレンベルクと共にこれを正常の再保險から區別しなければならぬ。

「或る一種目の危険に對して再保險がなされる場合がある。例へば、海上保險の場合にたゞ火災危険だけを、または海上保險・火災保險・生命保險の場合にたゞ戰時危険だけを再保險に附するといふ場合である。」¹⁾「一定危険に對するかやうな再保險は、それの全經濟的意義に従つて見る場合、これを通常の再保險と混同してはならぬ。それに於ては、一般に、當事者間に合理的な經濟的組合關係を築く可能性が缺けてゐる。成る程、この場合にも、危険の分割は常に行はれはする。けれども、原則として上述の如き組合關係への基礎を構成するが如き危険の分割は行はれない。火災危険または戰時危険は全危険の例へば $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ または $\frac{1}{10}$ を構成しないし、従つて、再保險者が簡單に全保險料の $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{4}$ または $\frac{1}{10}$ を請求するわけには行かぬ。寧ろ、再保險に附せられたる危険については、全く獨立の、元受保險(元受保險者の保有危険を意味する——佐波)とは無關係の、評價をなすべきである。たとへこの特殊種目の再保險に對し普通の再保險に當嵌まる多數の法律條文が適用されるであらうとも、これら兩種の再保險を同一視するときはたゞ混亂を來たすのみである。」²⁾

再保險の經濟的本質を利害共同體と把握する限り、再保險當事者即ち元受保險者と再保險者とは夫々異なる經濟主體たるを要する。蓋し、利害共同體の利害なる觀念は損益歸屬の主體が異なる場合にのみ可能なるが故である。かくして、例へば、兩當事者が共に資本家的經營を採るとすれば大なり小なり異なる資本の間に於てのみ再保險の

1) 2) Ehrenberg, Rückv., S. 16, 17.

事象が考へられるのである。成る程、單に表面的な形態にのみ着目するときには、全く同一の資本より成る二會社(例へば、Weseler Gitter-Assekuranz-Gesellschaft と、それが一八四三年に自己の資本のみにて設立せる Weseler Rickversicherungs-Verein との關係の如き¹⁾)の間にも再保險が成立すると爲し得るであらうが、常にその經濟的本質より考へる吾々としてはこれを嚴格に正常の再保險より區別しなくてはならぬ。

最後に、再保險は、かやうに利害共同體でありつゝ、猶ほその名の示す如く保險でもある。それが保險といふ完全な形態を採つてゐると考へ得られるからである。併し乍ら、それは、人々が通常例へばその所有建物について附する保險の如くに、單純な保險ではない。それは必ず前提としての保險を有する。従つて、謂はゞ保險の保險である。このことは再保險については極めて當然の事柄である。けれども、餘りに當然過ぎるの故か屢々輕視せられ、その結果、往々にして再保險の本質を見喪ふ有力な一因とさへなつてゐる。だが、それが保險の保險であるところに再保險のすべての特性が決定せられるとも言つてよい程である。例へば、再保險が、さきに述べたやうに、危險の平均を目的とするのも、二つ以上の保險者の危險團體の有機的結合たる性質を有つのも、また、同じく危險平均目的を達成する手段であり且つ保險の形態を採るものであり乍ら然もそれが共同保險と區別せられるのも、すべて、再保險が保險の保險たるに因ると言つてよい。この事實は吾々が再保險の經濟的本質を考へるに當つても見落してはならぬことである。

以上の考察を了へて、私はこゝに經濟的立場から再保險の本質を次のやうに定義したい。

再保險とは、二つ以上の保險者の危險團體が有機的に結合することによつて構成される利害共同體であつて、或る保險者がその引受危險について他の保險者に附保するといふ形式をとるものである。

1) Herrmannsdorfer, Technik., S. 335.